

綾瀬市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校の校長に通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者並びに対象学校の所在する地域住民の意見を踏まえるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営計画、グランドデザイン等に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営

を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める役割を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に対する事項を除く。)について、教育委員会を經由し、神奈川県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は神奈川県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等の促進に努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員の定数は15人(2以上の学校について1の協議会を設置したときあつては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数)以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の学区の区域内に居住する住民

(3) 対象学校の教職員

(4) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を及ぼす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、委員に対し、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 2 綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年綾瀬町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項」に、「結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、」を「結果を」に改め、同項を同条第2項とする。

(綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正)

- 3 綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和57年綾瀬市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び」を「、」に改め、「設置された学校給食センター」の次に「及び綾瀬市学校運営協議会規則（令和4年綾瀬市教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定により設置された学校運営協議会」を加える。

(綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

- 4 綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和57年綾瀬市教育委員会規則第3号）を次のように改正する。

第5条第1項中「学校」の次に「及び学校運営協議会」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。